

様式第1号（第27条関係）

受付番号 及び 年月日	第	号							
	年	月	日						

給水装置工事申込書

(宛先)

羽生市長

年 月 日

申込者

住所

ふりがな

氏名または名称 印

電話番号

下記のとおり給水装置工事をしたいので、羽生市給水条例第6条第1項の規定に基づき申し込みいたしますので承認をお願いします。

工事場所	羽生市			新・改・修・撤・先 No.		
ふりがな				加入金 No.		
使用者氏名				建築確認済証	第 号	
				番号及年月日	年 月 日	
工事の種別	☐ 新設 ☐ 改造 ☐ 修繕 ☐ 撤去 ☐ 先行					
用途区分	① 一般用 (○営業○旅館○工場○官公署) ②湯屋営業用 ③臨時用					
指定給水装置 工事事業者				給水装置工事 主任技術者		
	印			印		
土地所有者の承認	住所			氏名 印		
家屋所有者の承認	住所			氏名 印		
給水管所有者 分岐同意	私所有の給水管から分岐することを承諾します。なお本承諾に関し紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。					
	住所			氏名 印		
メーター口径	φ	加入金		配水管種・口径	φ	水栓番号
メーター番号		納入日	月 日	給水管種・口径	φ	No
払出日	月 日	確認者		受水槽有効容量		
お客様番号	— — —				管理図 No — — —	
☐ 台帳記帳 ☐ 管理図記載 ☐ 水道マスター ☐ 検針マスター						
委任状						
本申込に係わる給水装置工事に関する一切の件を上記の指定給水装置工事業者に委任します。						
年 月 日						
委任者氏名 印						

新 設 ・ 改 造 ・ 撤 去 等 工 事 設 計 書

[illegible]

新 設 ・ 改 造 ・ 撤 去 等 工 事 設 計 書

[illegible]

事業者	
-----	--

道路占用許可申請書

建設課長様

年 月 日

水道課長

道路法第 32 条の規定により許可を申請します。

(公印省略)

占 用 の 目 的	水 道 管 布 設 工 事 の た め		
占 用 場 所	路 線 名	号 車 道 (舗 装 ・ 砂 利) ・ 歩 道 (舗 装 ・ 砂 利)	
	場 所	羽 生 市	
占 用 物 件	名 称	規 模	数 量
工 事 申 請 者	住所 氏名		
工 事 施 工 者	羽生市指定給水装置工事事業者		
工 事 の 時 期	許可の日から 日以内着工 (年 月 日仮復旧予定)	工 事 実 施 の 方 法	開 削 工 法 ・ 推 進 工 法
道 路 の 復 旧 方 法	別 添 図 面 の と お り	添付書類	○案内図 ○平面図 ○横断図 ○道路写真 ○本復旧面積図 ○道路復旧標準図

[許 可 条 件]

○工事について、羽生市建設課長の指示に従い竣工の時は確認を受けること ○掘削の時は、他の路床部分及び構造物に支障を及ぼさないようにすること。 ○舗装の切断は、コンクリートカッター等で直線にかつ路面に垂直に行わなければならない。また、車道部分の掘削幅は、必要最小限としなければならない。 ○工事中は、交通の危険防止の道路標識、夜間は黄色点滅灯をつけ、その他交通安全上必要な措置を講ずること。 ○交通対策については、羽生警察署の許可を受けると共にその指示に従い、一般交通の支障とならないようにすること。 ○一日工程の掘削埋め戻し及び転圧は、一層（20cm）ごとにしめ固めを実施すること。 ○工事の施工にあたっては、沿線住民に工事の内容を十分周知させなければならない。 ○道路に関する工事により除去移転改築等の命令を受けた場合は、速やかにこれに応じそれに要する費用は、占用者において全額負担すること。 ○舗装路面の掘削部分は、仮復旧し1ヶ月経過したのち本復旧すること。また、復旧の標準舗装構成は、原則として別記1図、別記2図のとおりとする。ただし、特殊なものについては、関係課と協議し決定すること。 ○本復旧を施工するまでの間、道路占用申請者は工事施工箇所を常に巡回し、路面の沈下、排水処理その他不良箇所が生じたときは、直ちに手直しを実施し安全かつ円滑な交通を確保しなければならない。 ○占用期間中埋設管及びマンホールの破損により道路を損傷した場合は、申請者において速やかに原形復旧をし、それに要する一切の費用を負担すること。 ○占用中に占用物件から生じた事故については、申請者がすべて責任を負うとともに被害者に対する損害賠償及び休業補償並びに医療費等は、申請者が負担し被害者から後日異議申立てなきよう解決すること。 ○許可条件に反した場合及び市の土木工事等で支障が生じた場合は、市道の占用を一時取り消すことがある。 ○工事完了後、申請者の道路構造物に対する責任期間は、本復旧完了後3ヵ年とする。 ○設置位置については宅地等の出入等に支障をきたさないよう十分注意する事。 ○本工事は、申請書添付書類にしたがって施工すること。

掘 削 幅

常温合材

粒調碎石

切込碎石

砂

別 記 1 図
(仮 復 旧)

復旧範囲 掘 削 幅 復旧範囲

加 熱 合 材

粒調碎石

切込碎石

砂

別 記 2 図
(本 復 旧)

50

150

200

◎ 歩道の乗入れ部分は車道に準じる。

道路 占 用 許 可 書

上記申請について道路占用を許可する。ただし、上記記載の条件を守ること。

建設課長

年 月 日

(公印省略)

給水工事用

舗装本復旧確認表

課 長	課長補佐	係 長	主 査	確 認 者

提出日 年 月 日

台 帳 番 号	新・改・その他 No.	工 事 場 所		
工 事 申 請 者				
施 工 業 者		本復旧施工業者		
仮復旧施工日		本復旧予定月		年 月 以 降
道 路 種 別		市 車 ・ 市 歩 ・ 県 車 ・ 県 歩		本復旧施工日 年 月 日
計画本復旧面積調書		実施本復旧面積調書		
(+) × ÷ 2 = × = × = 合 計 面 積 m²		(+) × ÷ 2 = × = × = 合 計 面 積 m²		
		確認 台帳		

◎申請時に申請書と同時に提出

◎本復旧施工後に写真を添付して提出

(着工前・切断工・不陸整正・完成等)

スケールを使用して形状寸法が判別できること。

12. 道路組成復旧標準図

□ 車道 タイプ : L-3 (一般市道)

	掘削幅	復旧幅	掘削幅	復旧幅	
	(仮復旧)		(本復旧)		
5	常温合材		密粒度アスコン		5
15	粒調碎石		粒調碎石		15
20	切込碎石		切込碎石		20
	路床		路床		

□ 車道 タイプ : B-6 (主要幹線市道)

	掘削幅	復旧幅	掘削幅	復旧幅	
	(仮復旧)		(本復旧)		
5	常温合材		密粒度アスコン		5
21	粒調碎石		粗粒度アスコン		6
			粒調碎石		15
20	切込碎石		切込碎石		20
	路床		路床		

□ 車道 タイプ : C-3 (旧国道)

	掘削幅	復旧幅	掘削幅	復旧幅	
	(仮復旧)		(本復旧)		
7	常温合材		密粒度アスコン		5
			粗粒度アスコン		10
38	粒調碎石		粒調碎石		30
38	切込碎石		切込碎石		38
	路床		路床		

□ 歩道 : アスファルト舗装 (歩道の乗入れ部分は車道に準じる)

	掘削幅	復旧幅	掘削幅	復旧幅	
	(仮復旧)		(本復旧)		
3	常温合材		細粒度アスコン		3
10	切込碎石		切込碎石		10
	路床		路床		

□ 歩道 : 透水性舗装 (歩道の乗入れ部分は車道に準じる)

	掘削幅	復旧幅	掘削幅	復旧幅	
	(仮復旧)		(本復旧)		
4	常温合材		透水性アスコン		4
10	切込碎石		切込碎石		10
10	砂		砂		10
	路床		路床		

□ 歩道 : コンクリート(カラー)平板舗装

□ 歩道 : インターロッキングブロック舗装 (歩道の乗入れ部分は別途協議とする)

	掘削幅	
6		←コンクリート平板
3	クッション層	又はインターロッキングブロック
10	切込碎石	
	路床	

※ クッション層に使用する材料は、砂(再生)又は空練りモルタルとし、地盤の状況に応じて不陸の発生を抑える材料を使用すること。

□ 車道 (砂利道、土道) (下図にて復旧後、沈下した部分は補修すること。)

	掘削幅	掘削幅
	(砂利道)	(土道)
20	粒調碎石	
20	切込碎石	良質発生土
	路床	路床

※ 路床について、砂又は良質発生土等とする。

年 月 日

羽 生 市 長 様

羽生市水道課よりメーター口径２０ミリにするよう指導されましたが、

下記の理由により 13 ミリとします。後日水圧（水量）不足が、

生じて一切異議申し立て致しません。

記

理由 ☐ 使用水量が少ない ☐ 資金の都合

☐ その他 ()

※ 該当□にレして下さい。その他に該当の場合は、

() の中に記入して下さい。

住所

氏 名

印